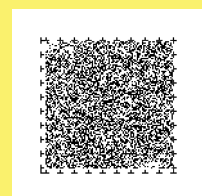


福島市
バリアフリー基本構想
～飯坂温泉地区～

令和5年3月
福島市



目次

第1章 バリアフリー基本構想とは

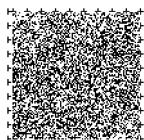
1-1. バリアフリー基本構想策定の目的	1
1-2. バリアフリー基本構想の位置づけ	2
1-3. バリアフリー基本構想策定の流れ	3
1-4. バリアフリー基本構想の計画期間	4

第2章 バリアフリー基本構想策定地区の選定

2-1. 福島市におけるバリアフリーの基本方針	5
2-2. 移動等円滑化促進地区	7
2-3. バリアフリー基本構想策定地区の選定	8

第3章 重点整備地区等の設定

3-1. 重点整備地区とは	13
3-2. 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定	14
3-2-1. 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定要件	14
3-2-2. バリアフリーのニーズ把握	15
3-2-3. 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定	17
3-3. 重点整備地区の設定	21
3-3-1. 重点整備地区の設定要件	21
3-3-2. 重点整備地区の設定における方向性	21
3-3-3. 重点整備地区の設定	22
3-4. 飯坂温泉地区の現状把握	23
3-4-1. まち歩き点検	23
3-4-2. 宿泊施設のおもてなし勉強会および意見交換会	24



第4章 特定事業・その他の事業

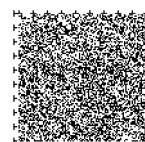
4-1. 特定事業・その他の事業について	25
4-1-1. 「特定事業」の内容	26
4-1-2. 「その他の事業」の内容	27
4-2. 飯坂温泉地区におけるバリアフリーの整備方針	28
4-2-1. ハード面における特定事業・その他の事業	29
4-2-2. ソフト面における特定事業・その他の事業	36

第5章 基本構想の推進に向けて

5-1. 基本構想の推進に向けた取組	43
5-2. 基本構想推進体制の継続	44

資料編

1. バリアフリー基本構想の策定経過	資料 1
2. 福島市地域公共交通活性化協議会	資料 2
3. バリアフリー基本構想検討分科会	資料 9
4. バリアフリー基本構想庁内検討委員会	資料 13
5. アンケート調査・ヒアリング	資料 16
6. まち歩き点検	資料 21
7. おもてなし勉強会および意見交換会	資料 27
8. 用語集	資料 33



第1章 バリアフリー基本構想とは

1-1. バリアフリー基本構想策定の目的

本市では、官民一体となったソフト・ハード両面のバリアフリーを推進するため、294の企業・団体など（令和5年2月末現在）で構成する「バリアフリー推進パートナー※1」と共にバリアフリー推進パッケージ※2に取り組んでいます。

また、令和3年6月には、本市全域におけるバリアフリー化の方針を示した「福島市バリアフリーマスタープラン」（計画期間令和3～7年度）を策定し、基本理念である「誰にでもやさしいまちふくしま」の実現を目指しています。

https://www.city.fukushima.fukushima.jp/toshikei-keikaku/machizukuri/toshikekaku/plan/fukushimasi_toshimasutaaplan.html

バリアフリー基本構想はマスタープランで設定した移動等円滑化促進地区※3について、旅客施設を中心とした地区や、高齢者・障がい者等が利用する施設が集まった地区を「重点整備地区」と位置付けて、公共交通機関・建築物・道路・路外駐車場・都市公園・信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることを目的としたものです。

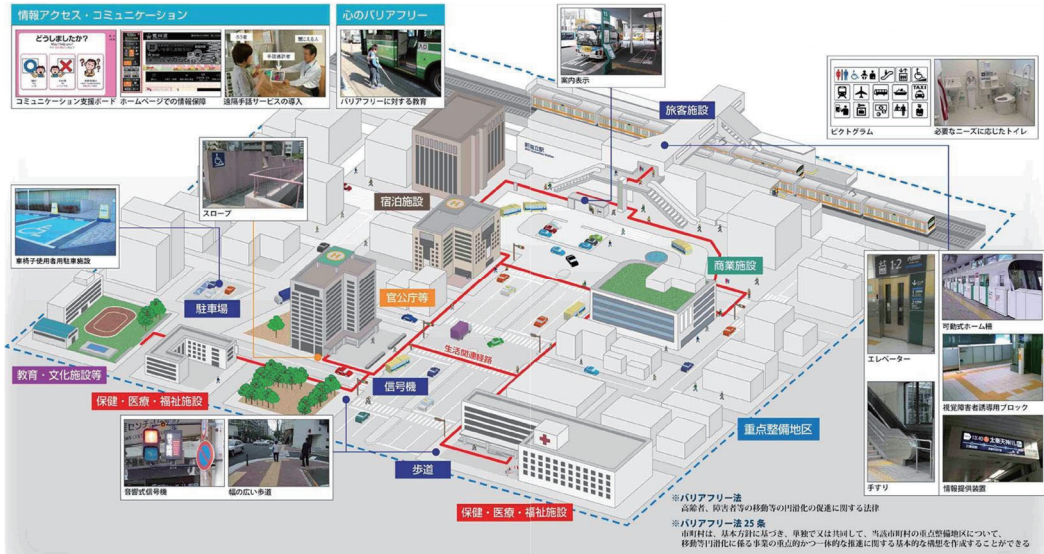
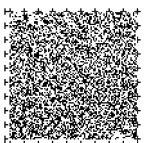


図 重点整備地区のイメージ

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン[国土交通省]

- ※1 バリアフリー推進パートナー：バリアフリーの推進に関する市の取組の趣旨・目的に賛同し、連携・協力いただける民間事務所や団体のこと
- ※2 バリアフリー推進パッケージ：官民一体でバリアフリーを実践することで「誰にでもやさしいまちふくしま」を実現し、次世代へつないでいくことを目標として市が取り組む事業のこと
- ※3 移動等円滑化促進地区：バリアフリー法に基づく促進方針に定める地区
バリアフリー化を促進すべき地区として市町村が定めるもの

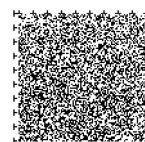
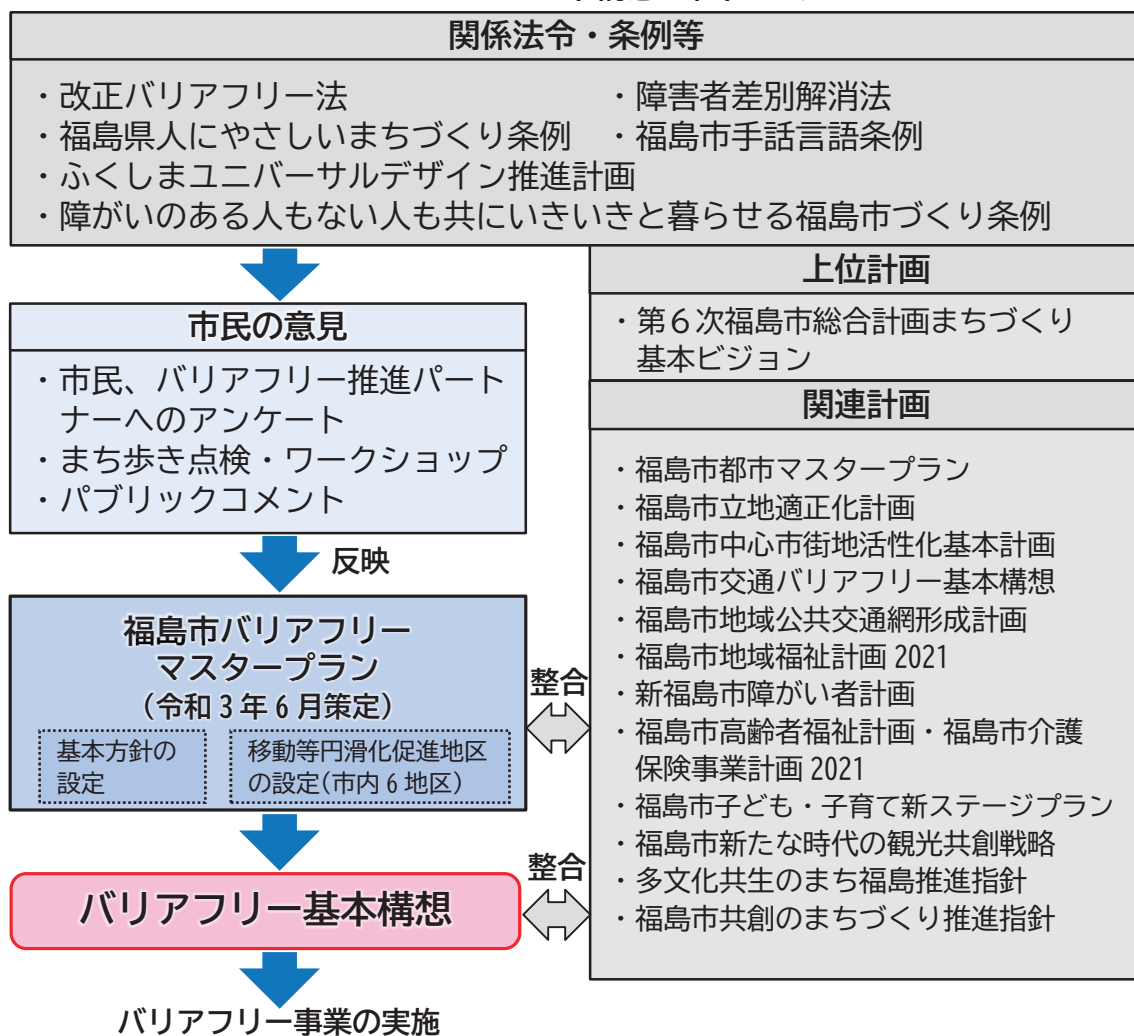


1-2. バリアフリー基本構想の位置づけ

バリアフリー基本構想は、「改正バリアフリー法(令和3年4月施行)」に基づいたもので、「障害者差別解消法(平成25年6月制定)」や「障がいのある人もない人も共にいきいきと暮らせる福島市づくり条例(令和2年4月施行)」、「福島市手話言語条例(平成31年4月施行)」などの関係法令を踏まえています。

あわせて、本市が目指すべき将来像を定めた上位計画である「第6次福島市総合計画まちづくり基本ビジョン(令和3年度~7年度)」や関連計画である「福島市都市マスタープラン」、「福島市交通バリアフリー基本構想」、「福島市地域福祉計画2021」、「新福島市障がい者計画」、「福島市新たな時代の観光共創戦略」との整合を図り、計画的なバリアフリー整備を推進していきます。

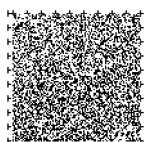
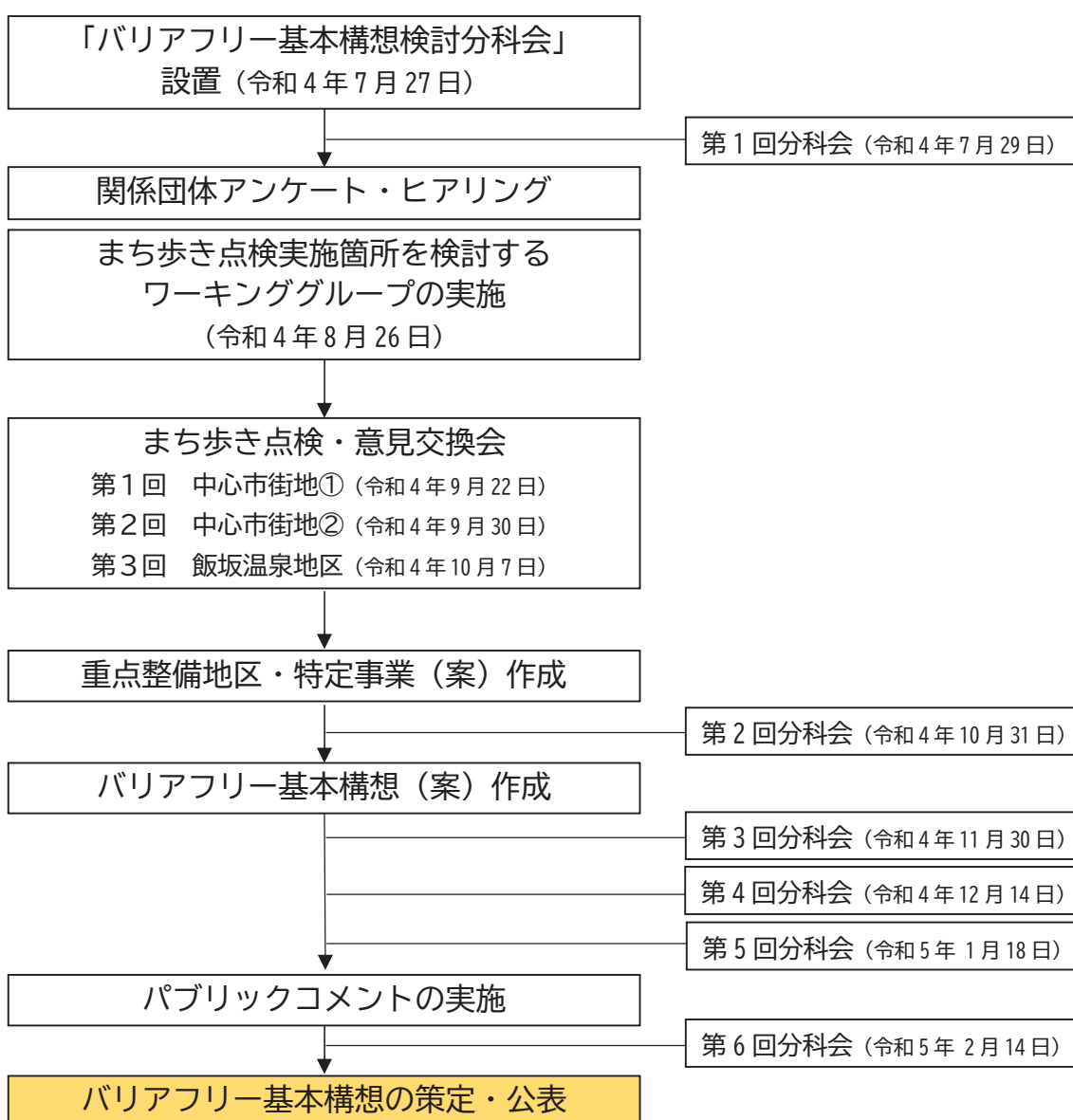
バリアフリー基本構想の位置づけ



1-3. バリアフリー基本構想策定の流れ

バリアフリー基本構想の策定にあたっては、高齢者や障がい者団体、市民の代表、学識経験者、公共交通事業者、関係行政機関、福島市などで構成する「福島市地域公共交通活性化協議会」（以下、協議会）内に「バリアフリー基本構想検討分科会」を設置し、協議や検討を行いました。

あわせて、関係団体アンケートやバリアフリー推進パートナーなどとのまち歩き点検・意見交換会に基づき素案を作成した後、パブリックコメントにて市民の意見を基本構想へ反映しています。



1-4. バリアフリー基本構想の計画期間

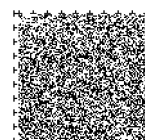
本構想の計画期間は、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間とします。



5年目を目途に、

- ・ 計画達成の評価
- ・ 見直し検討

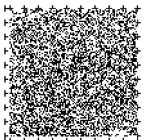
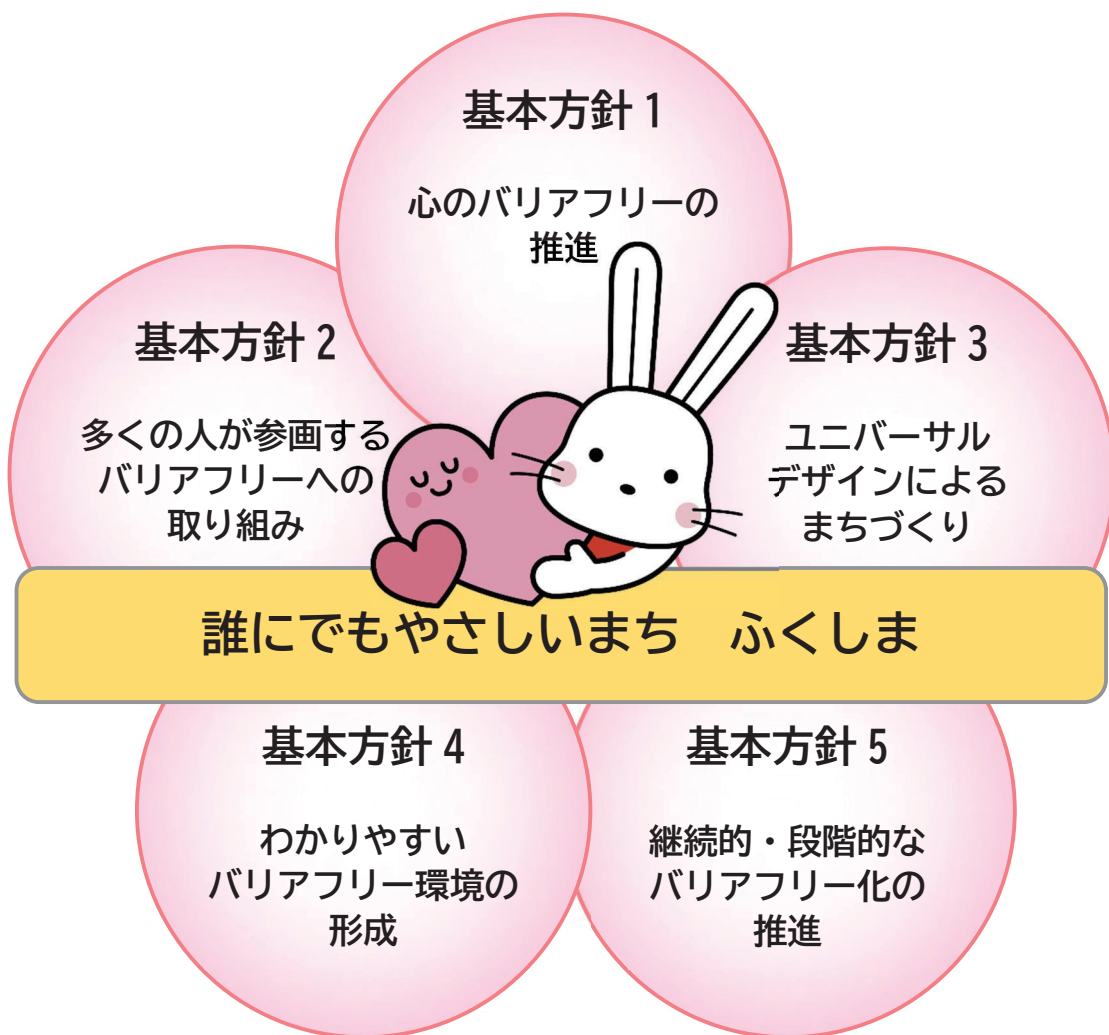
→ 必要に応じて見直し改定を行い、
継続的に取組を進めていきます。



第2章 バリアフリー基本構想策定地区の選定

バリアフリーマスタープランで設定した移動等円滑化促進地区のバリアフリー化を計画的に進めていくため、福島市におけるバリアフリーの基本方針を踏まえて、優先度が高い地区からバリアフリー基本構想を策定します。

2-1. 福島市におけるバリアフリーの基本方針



基本方針1 心のバリアフリーの推進

全ての人々の社会参加を促進し、活躍の機会を増やすため、施設整備（ハード）だけではなく、バリアフリー教室など（ソフト）を実施し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」の取り組みを推進します。

基本方針2 多くの人々が参画するバリアフリーへの取り組み

バリアフリーの推進に関する市の取り組みの趣旨・目的に賛同し、連携・協力いただける民間事務所や団体などを「バリアフリー推進パートナー」とし、市民・事業者・行政などが連携し、それぞれが主体的となることができるバリアフリー化の取り組みを進めます。

基本方針3 ユニバーサルデザインによるまちづくり

高齢者や障がい者、外国人など全ての人々がよく利用する旅客施設や宿泊施設、運動施設など、関連する施設のバリアフリー化とユニバーサルツーリズム（バリアフリー観光）の連携を図るための施設整備および情報発信などに取り組みます。

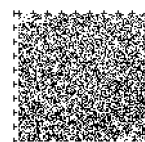
基本方針4 わかりやすいバリアフリー環境の形成

誰もが安全で快適に移動できる環境を形成するため、旅客施設と道路などにおける施設間の連携による連続したバリアフリー化を推進すると共に、バリアフリー化された移動経路や関連施設の情報をわかりやすく提供することにより、アクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上を図ります。

基本方針5 継続的・段階的なバリアフリー化の推進

ソフト・ハード施策を柔軟に取り入れながら段階的にバリアフリー化を進めるとともに、中長期的な視点に立ち、「スパイラルアップ※」による持続的なバリアフリー化を推進します。

※スパイラルアップ：計画-実施-評価-改善のサイクルに基づき段階的・継続的な発展を図っていく考え方のこと



2-2. 移動等円滑化促進地区

令和3年6月に制定した「福島市バリアフリーマスタープラン」において6つの移動等円滑化促進地区（バリアフリー化を推進していく地区）を定めています。

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/tiiki-kyousei/kenko/fukushi/barria-free/masterplan.html>

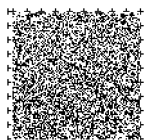


1 市街地における促進地区（①中心市街地）

交通結節拠点である福島駅を中心として多数の公共施設や社会福祉施設、商業施設が立地し、高齢者や障がい者などを含め、多くの市民が利用する施設等が集積した地区です。

当地域は、福島市立地適正化計画※の都市機能区域にも設定されており、まちづくりと一体となった効果的なバリアフリー化を図る中核的な位置付けとして移動等円滑化促進地区に設定されています。

※ 立地適正化計画：居住や必要な都市機能の適正化を図ることで、人口減少の中でも一定の人口密度を維持しながらコンパクトな市街地と公共交通の確保を図り、持続可能な都市づくりを具現化していくための計画のこと



2 観光地における促進地区

温泉地（②飯坂温泉地区、③土湯温泉地区、④高湯温泉地区）

その他（⑤花見山周辺地区、⑥あづま総合運動公園周辺地区）

本市では「福島市バリアフリー観光推進」を宣言（平成28年6月）し、障がいのある方、高齢の方、子ども連れの方にも安全で快適な観光をお楽しみいただける



よう努めています。この取組みを踏まえ、バリアフリーマスタープランでは主な観光地においても移動等円滑化促進地区を設定しています。

本市の主要な観光資源の一つである温泉地では、障がい等の有無にかかわらず、訪れる全ての方が安心して利用できるよう、バリアフリーの推進が必要であることから、飯坂温泉・土湯温泉・高湯温泉を促進地区に設定しています。

花見山公園は、色とりどりの花木畑が織りなす美しい景観により、全国に誇る花の名所として知られており、毎年多くの観光客が訪れています。

あづま総合運動公園は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で一部の競技が実施され、これを契機に更なる多様な利用が見込まれています。

2-3. バリアフリー基本構想策定地区の選定

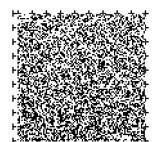
中心市街地は人口密集地であり、多様な人々が利用する旅客施設や公共施設、商業施設が集積していることから、優先的にバリアフリーを推進するため、基本構想策定対象箇所とします。

他の5地区（観光地）は、市民のニーズや観光客入込数から選定し、令和5年度基本構想における対象箇所は飯坂温泉地区としました。

なお、残る4地区（土湯温泉地区、高湯温泉地区、花見山周辺地区、あづま総合運動公園周辺地区）については、令和5年度以降、順次基本構想を策定し、バリアフリー化に取り組んでいきます。

◎令和5年度基本構想策定地区

◎	①中心市街地
◎	②飯坂温泉地区
	③土湯温泉地区
	④高湯温泉地区
	⑤花見山周辺地区
	⑥あづま総合運動公園周辺地区



参考資料：選定地区の概況

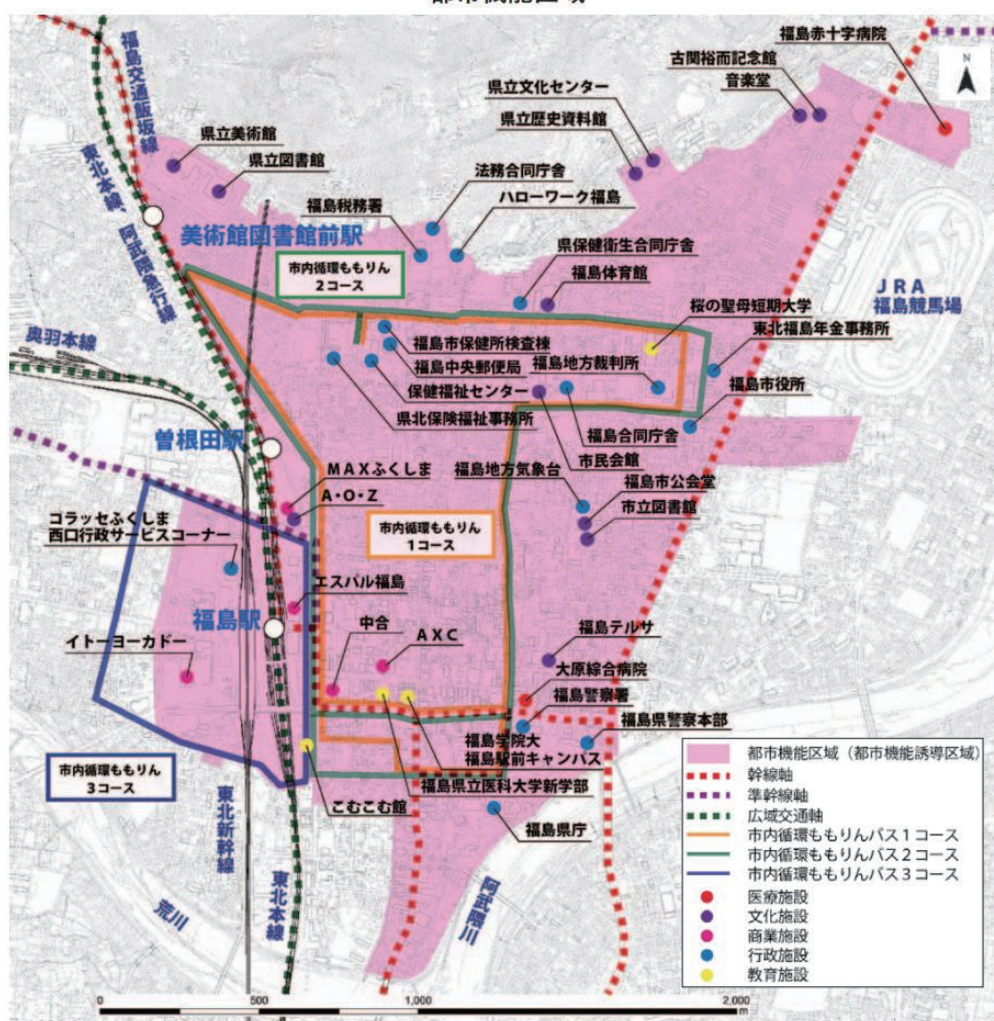
【1】中心市街地

■立地適正化計画における中心市街地の位置づけ

中心市街地には、県庁・市役所・福島地方裁判所などの行政・司法施設のほか、教育・文化、医療福祉など多くの公共施設が立地しているほか、県立図書館や美術館など、広域地域の人々を対象とした施設も有しています。

また、福島駅は東北新幹線・山形新幹線が発着するほか、東北本線・奥羽本線・福島交通飯坂線・阿武隈急行線・路線バスも乗り入れるアクセス性の高いターミナル駅となっており、中心市街地には立地適正化計画の都市機能区域※が設定されています。

都市機能区域

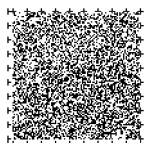


※交通軸は地域公共交通網形成計画ならびに地域公共交通再編実施計画（案）で検討されている交通軸等である。

※都市機能区域は中心市街地活性化基本計画の対象区域に、県立図書館や県立美術館が立地する区域を加えたものであり、中心市街地活性化基本計画の対象区域とは一致しない。

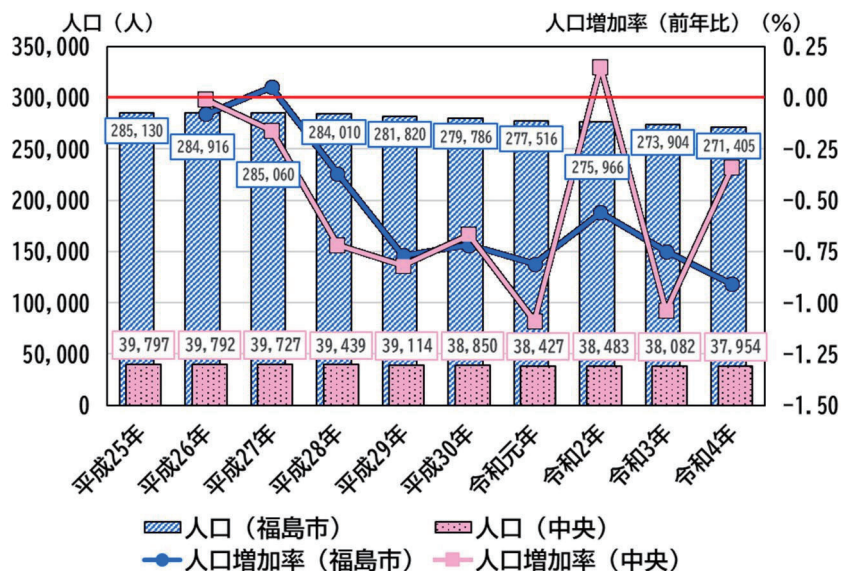
出典：2020年4月 福島市立地適正化計画

※ 都市機能区域：医療・福祉・商業等の都市機能を中心市街地などの地区に維持・誘導することにより、これらの各種サービスの効率的な提供が図れる区域のこと



■人口の推移

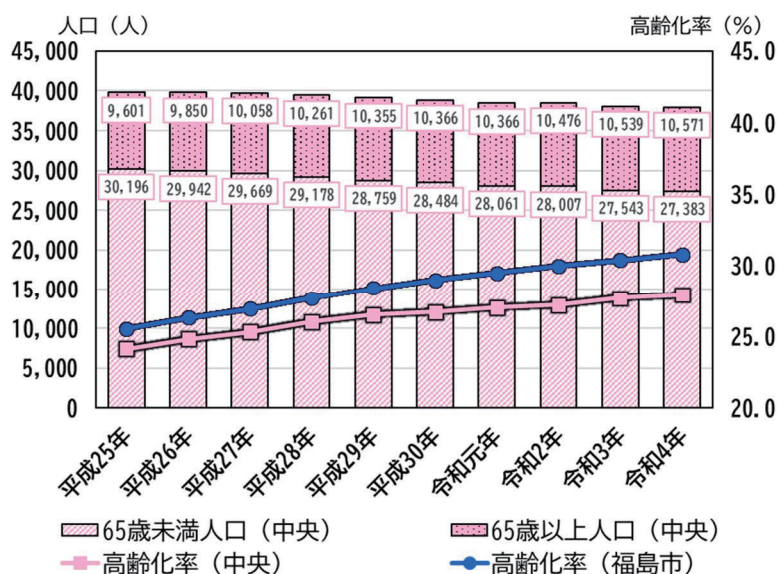
福島市の人口は近年、0.5～1.0%/年の割合で減少が続いています。中心市街地にあたる中央地区では人口が増加する年もあるものの全体としては減少傾向にあります。



【参考図1】中心市街地の人口と人口増加率の推移（各年9月末日現在）

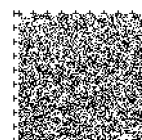
■高齢化の状況

高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は福島市全域で上昇しており、中心市街地（中央地区）においても高齢化が進行しています。



【参考図2】中心市街地の高齢化率の推移（各年9月末日現在）

出典：住民基本台帳

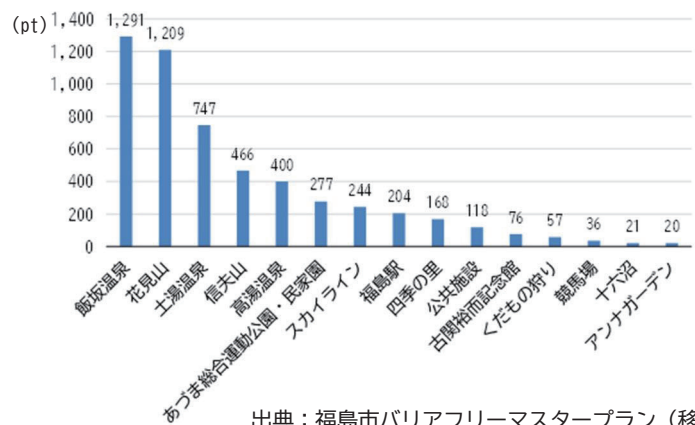


【2】飯坂温泉地区

■観光地における基本構想策定地区の選定要件

視点①：市民のニーズ

令和2年度に実施した市民アンケート（優先的にバリアフリー化が必要な観光地）の回答に基づく市民のニーズ

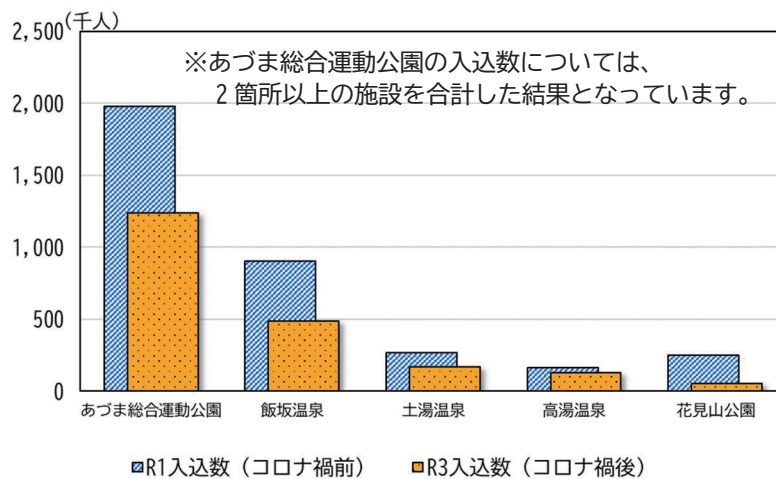


出典：福島市バリアフリーマスタープラン（移動等円滑化促進方針）



視点②：観光客入込数

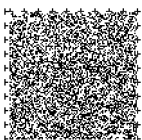
観光客入込数の統計資料に基づく来訪者の多い地区



出典：福島県観光客入込状況

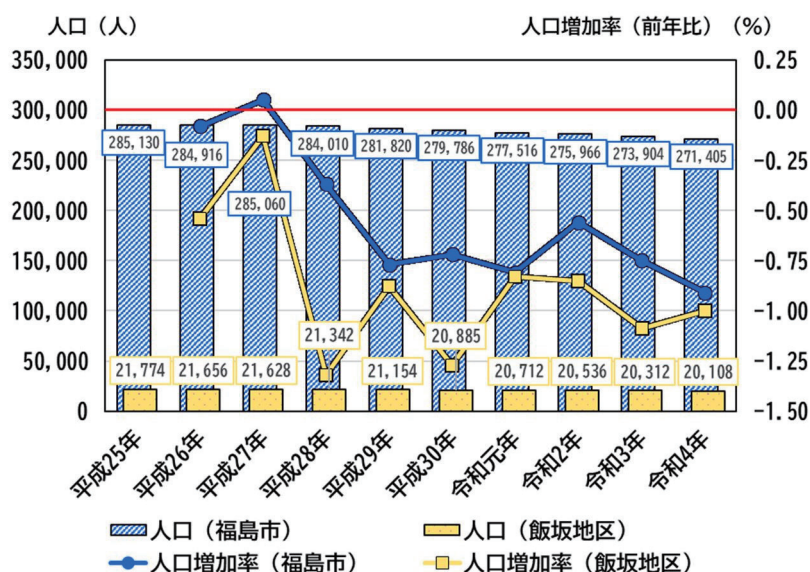


観光地5地区から **飯坂温泉地区** を優先



■人口の推移

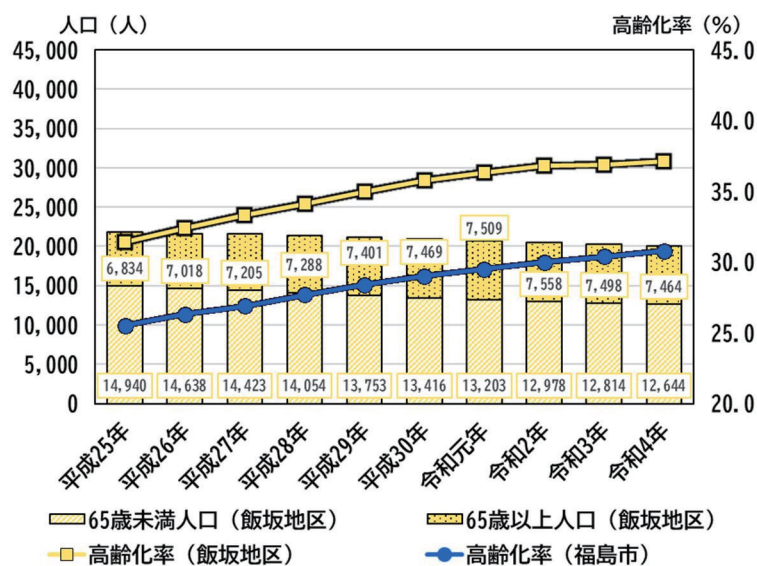
飯坂地区では1.0%/年前後の人口減少が続いており、福島市全域よりも人口減少がやや進んでいる状況となっています。



【参考図3】 飯坂温泉地区の人口と人口増加率の推移（各年9月末日現在）

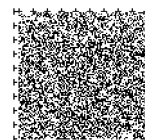
■高齢化の状況

飯坂地区では65歳以下の人口が減少傾向にあり、福島市平均よりも高い高齢化の進行がみられます。



【参考図4】 飯坂温泉地区の人口と高齢化率の推移（各年9月末日現在）

出典：住民基本台帳



第3章 重点整備地区等の設定

3-1. 重点整備地区とは

重点整備地区とは、福島市バリアフリーマスタープランにて指定された、移動等円滑化促進地区のうち、旅客施設・建築物・道路・路外駐車場・都市公園・歩行者用信号機等について重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する地区のことを指します。福島市では以下のフローを基に重点整備地区を設定し、バリアフリー事業を進めていきます。

(3-2) 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定

福島市バリアフリーマスタープランで設定された生活関連施設・生活関連経路から特に優先して整備を行う必要がある生活関連施設・経路を「重点生活関連施設^{※1}・重点生活関連経路^{※2}」として位置づけます。

(3-3) 重点整備地区の設定

重点整備地区の設定要件および地域特性を考慮した設定パターンより重点整備地区を設定します。

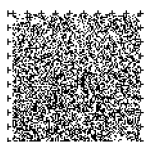
(3-4) 現状把握

設定された重点生活関連施設・重点生活関連経路のバリアフリー化について現状把握を取りまとめます。

(第4章) 特定事業・その他事業

※1 重点生活関連施設：バリアフリー法での生活関連施設である、高齢者、障がい者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設などのことであり、本基本構想において重点的に整備する施設のこと

※2 重点生活関連経路：バリアフリー法での生活関連経路である、生活関連施設間を連絡する移動経路のことのことであり、本基本構想において重点的に整備する経路のこと



3-2. 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定

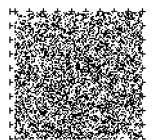
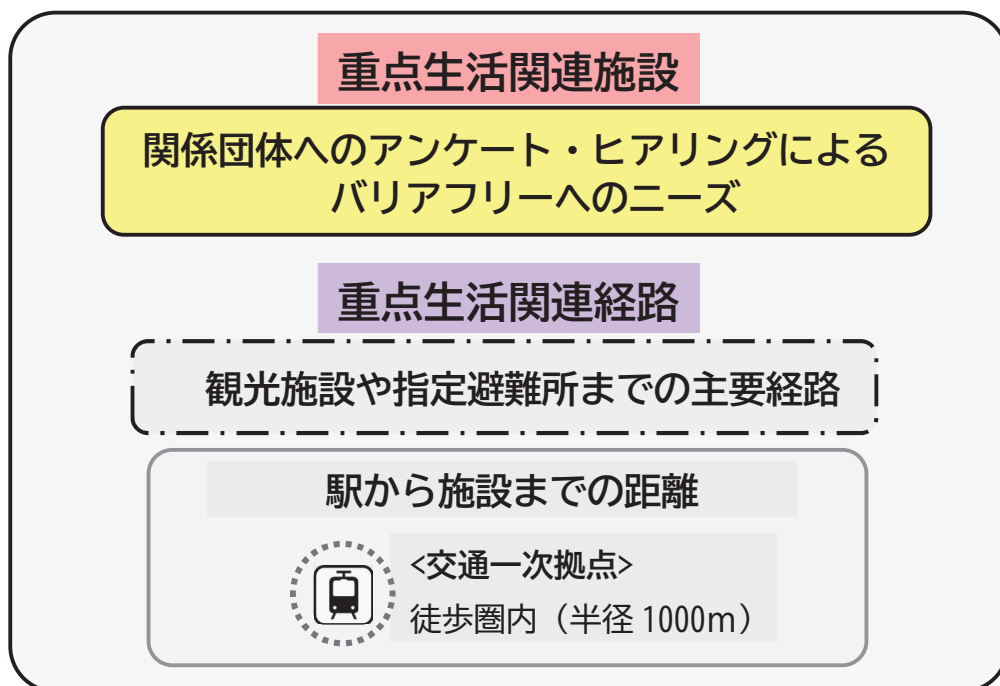
3-2-1 重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定要件

福島市バリアフリーマスタープランによって設定された生活関連施設・経路のうち、福島市では、特に優先してバリアフリー整備を行う必要がある生活関連施設・生活関連経路を「**重点生活関連施設**・**重点生活関連経路**」として位置づけ、以下の通り設定していきます。

重点生活関連施設：バリアフリーに対するニーズが高い公共施設・旅客施設・観光施設等から選定

重点生活関連経路：重点施設相互の連絡、駅やバス停から重点施設までの連絡を担う経路から選定

また、今回指定していない施設や経路に関しては、次期事業期間に指定拡大を検討します。



3-2-2.バリアフリーのニーズ把握

1) 関係団体へのアンケート調査

障がいをお持ちの方、高齢の方などの視点から、利用したことのある施設や経路、移動手段、それらに対する課題についてのニーズ把握を目的として、アンケート調査を実施しました。

アンケート調査の概要を以下に示します。

調査結果の詳細は資料編 5-1（資料 16 頁～）に掲載しています。

[1] 対象者

以下の団体を対象として調査を行いました。

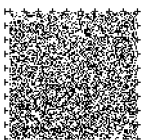
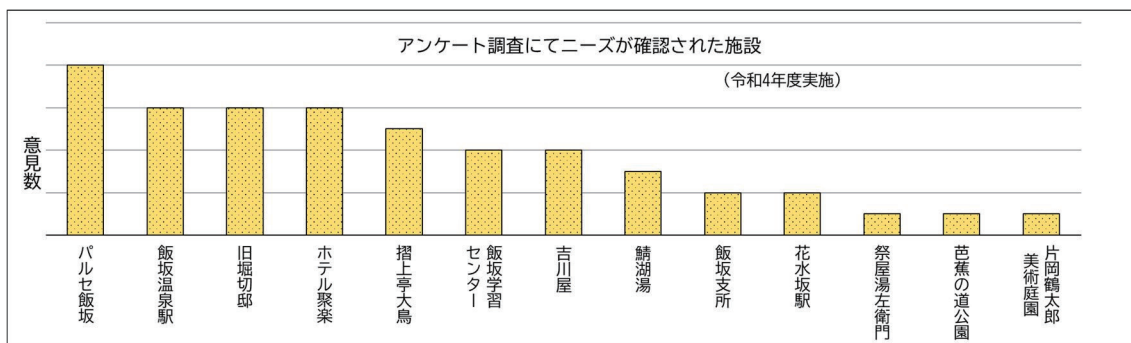
- ・ 福島市老人クラブ連合会
- ・ 福島市社会福祉協議会
- ・ 福島市視覚障がい者福祉協会
- ・ 福島県障がい者スポーツ協会
- ・ 福島市立ふくしま支援学校
- ・ ふくしま市女性団体連絡協議会
- ・ 福島市手をつなぐ親の会
- ・ 福島市聴覚障害者協会
- ・ ふくしまバリアフリーツアーセンター
- ・ 福島自閉症児・者親の会

[2] 調査内容

- ・ 飯坂温泉地区で利用したことのある施設や移動手段
- ・ 施設間の利用経路
- ・ バリアフリーに関して気になっていること

[3] 結果概要

アンケート調査にてよせられた、「利用したことのある施設」について、ニーズが確認された施設として集計しました。また、「バリアフリーに関して気になっていること」の意見は次の通りです。



改善点・要望	歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道も狭く、坂道が多い ・街路樹が低く顔や体に枝が当たる箇所がある ・歩車を分離するカラー舗装がエリア全体に広まってほしい
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・身障者用スペースの位置が分からない
	施設	<ul style="list-style-type: none"> ・車止めと花壇があるため車いすで利用できない箇所がある ・出入口の段差を解消してほしい
	全体意見	<ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックの連続性がない ・案内図や地図が少ないため、視覚的な情報がほしい ・老朽化している建物など危険に感じる ・特に土日において駅周辺の交通渋滞が慢性化している

2) ヒアリング

観光地としての観点および高齢の方から、バリアフリーに関する整備状況や取組の把握を目的として、関係機関を対象にヒアリングを実施しました。

ヒアリング調査の概要を以下に示します。

調査結果の詳細は資料編 5-2（資料 19 頁）に掲載しています。

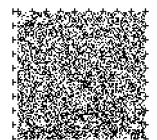
〔1〕対象者

- ・飯坂温泉観光協会
- ・いいざか花桃館（サービス付き高齢者向け住宅）

〔2〕調査結果概要

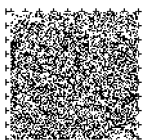
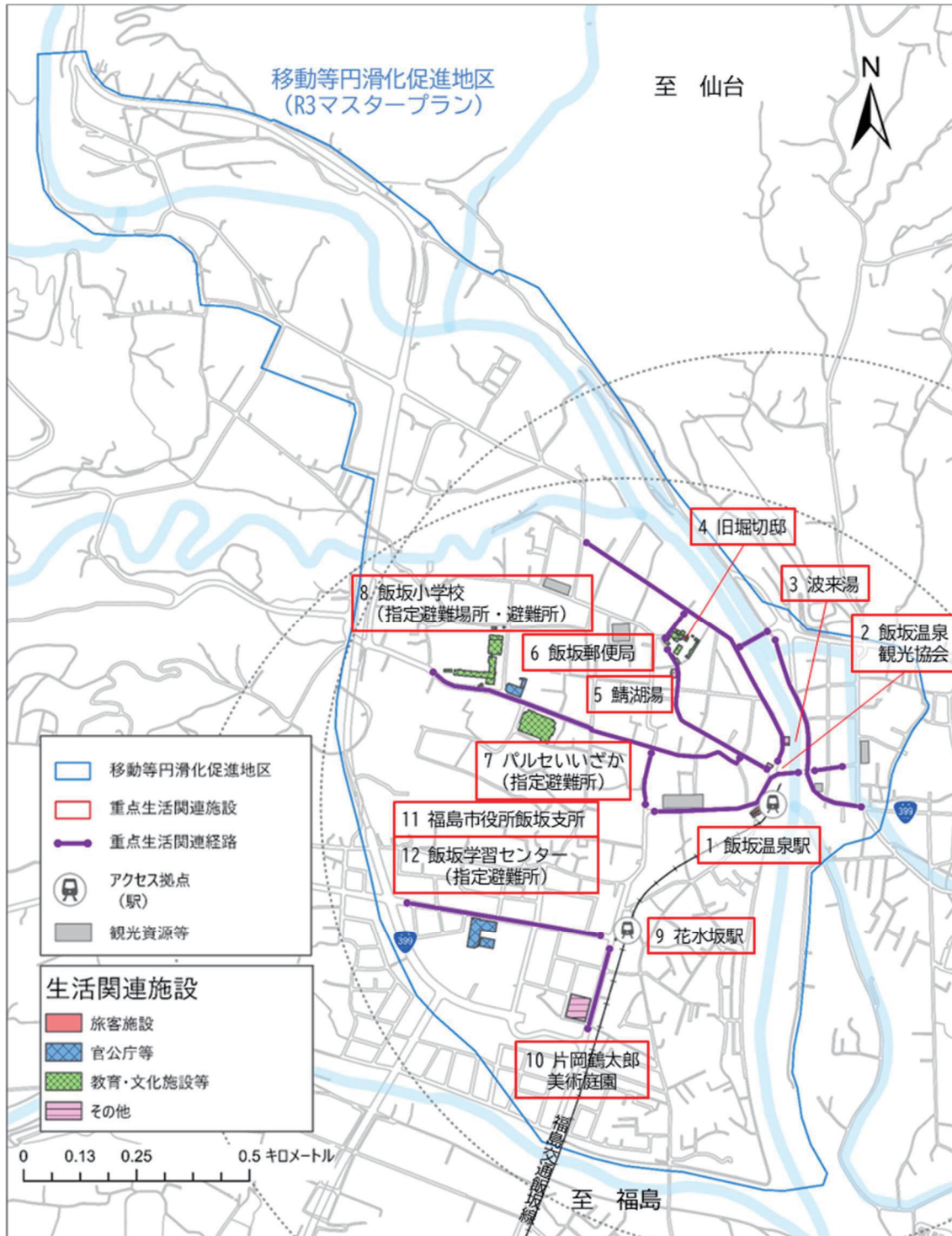
ヒアリング調査の結果概要を以下に示します。

- ・だれもが安心して歩けるよう、市が歩車共存道路整備を行い、舗装や照明灯などの整備、広場や公園の整備も進めている。
- ・バリアフリーに理解を深めるための研修は、各旅館で取り組んでいると思うが、実際にはどこまで実施されているか分からない状態である。
- ・以前、バリアフリーを必要とする人から、観光案内所の場所が分からないという意見を頂いたことがあるため、現在改修中である。
- ・高齢者の住居となっているため、介護サービスの選択は自由となっており、介護サービスの事業所も自由に選ぶことができる。
- ・車いすの方や寝たきりの方などは、外出の際は介護タクシーを使い、家族と一緒に移動することが多い。
- ・外出できない人は、週に一度、移動販売車が来てくれるので、現状特に困ったという話は聞いていない。



3-2-3.重点生活関連施設・重点生活関連経路の設定

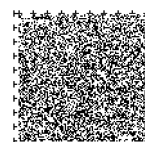
アンケートやヒアリングの結果からニーズを把握し、関係者とのワーキンググループで重点生活関連施設および重点生活関連経路を設定しました。



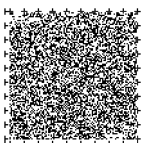
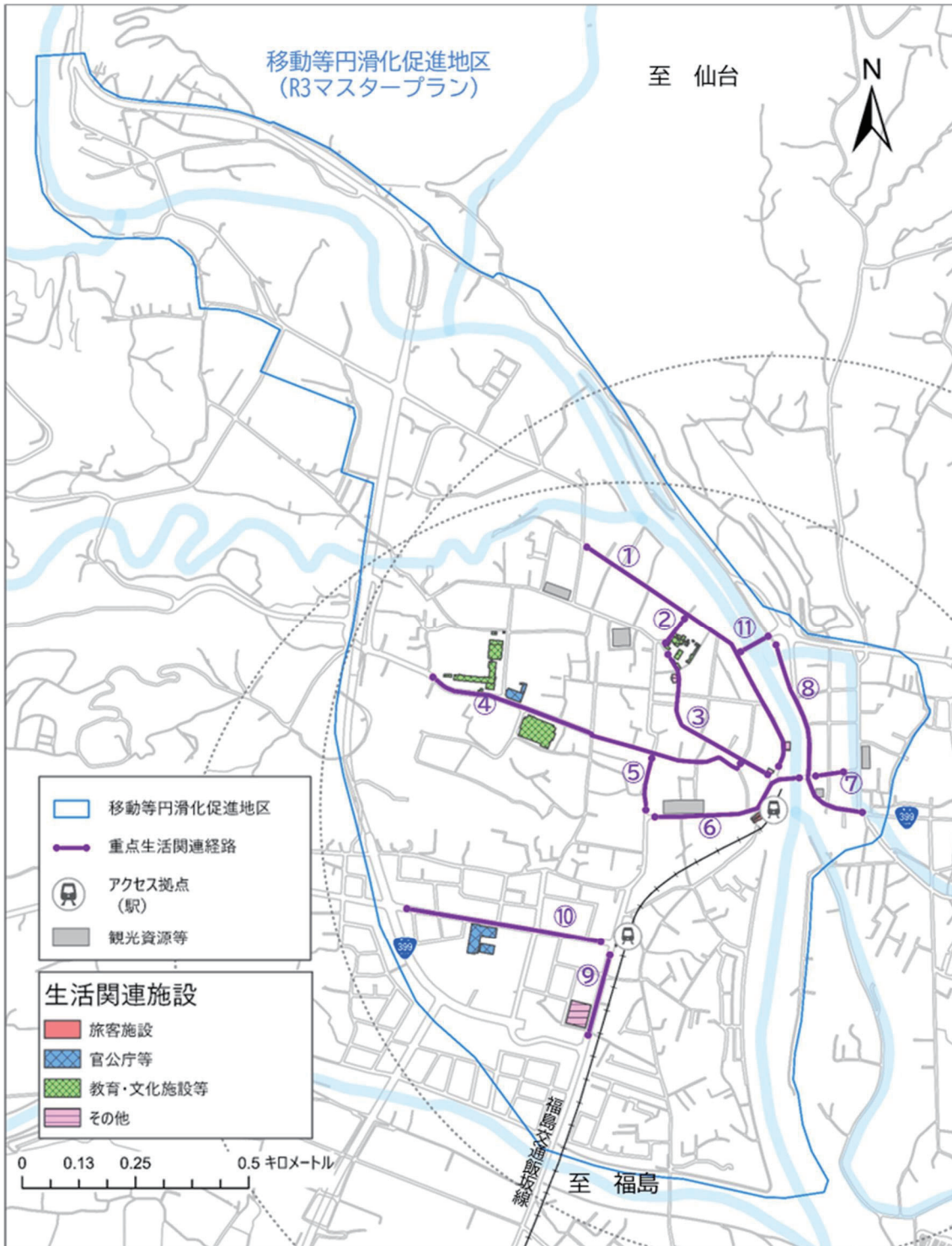
■ 重点生活関連施設

重点生活関連施設の一覧を以下に示します。

重点生活関連施設		
No	施設名	管理者
1	飯坂温泉駅	福島交通
2	飯坂温泉観光協会	民間
3	波来湯	福島市
4	旧堀切邸	福島市
5	鯖湖湯	福島市
6	飯坂郵便局	日本郵便
7	パルセいいざか	福島市
8	飯坂小学校	福島市
9	花水坂駅	福島交通
10	片岡鶴太郎美術庭園	民間
11	福島市役所飯坂支所	福島市
12	飯坂学習センター	福島市

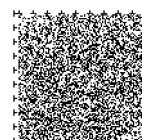


重点生活関連経路



重点生活関連経路の一覧を以下に示します。

重点生活関連経路	
No	経路名
①	(県)穴原十綱線
②	(市)湯町・西滝ノ町線
③	(市)十綱町・東滝ノ町線
④	(市)古舘・中赤舘線
⑤	(市)横町・東堀切線
⑥	(県)福島飯坂線
⑦	(市)湯ノ上2号線
⑧	(国)399号
⑨	(県)福島飯坂線
⑩	(県)中野梶町線
⑪	(市)湯野・平野線



3-3. 重点整備地区の設定

3-3-1. 重点整備地区の設定要件

重点整備地区の設定要件は、バリアフリー法第2条第21号において、次の①～③のように定められています。

- ①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
- ②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- ③バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

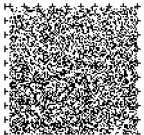
こうした要件を踏まえ、移動等円滑化促進地区に定められた範囲から、地域特性に応じて重点整備地区を設定しました。なお、重点整備地区は移動等円滑化促進地区内に複数箇所設定することも可能です。

3-3-2. 重点整備地区の設定における方向性

重点整備地区の設定は地域特性も考慮する必要があるため、福島市バリアフリー基本構想では、施設や経路の集積度合から以下のA・B・Cの分類を行いました。飯坂温泉地区は、Cパターンに該当します。

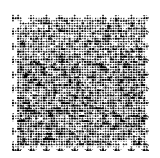
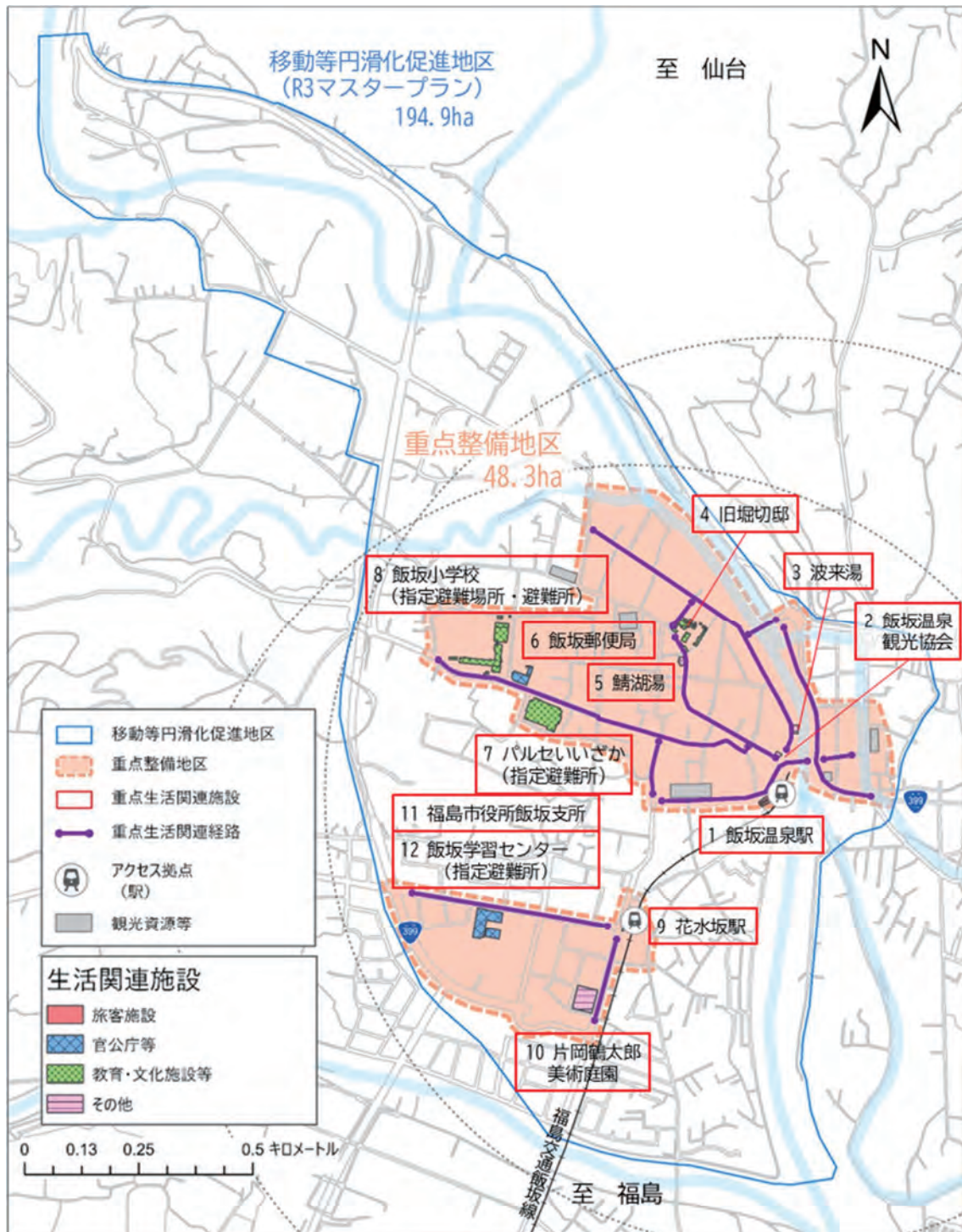
	イメージ	重点整備地区	採用
A		【促進地区一致パターン】 移動等円滑化促進地区内全体に 重点生活関連施設・経路が散在	
B		【主要施設・経路抽出パターン】 交通拠点周辺および拠点間に 重点生活関連施設・経路が集積	
C		【交通拠点抽出パターン】 交通拠点周辺に 重点生活関連施設・経路が集積	◎

凡例：□ 移動等円滑化促進地区 ◯ 重点整備地区 ■ 重点生活関連施設
 (○) 交通拠点徒歩圏内 — 重点生活関連経路 --- 非生活関連経路



3-3-3.重点整備地区の設定

飯坂温泉地区は、前項の分類でCパターンとなることから、飯坂温泉駅周辺および花水坂駅周辺の公共施設・観光施設・指定避難所等を対象に、移動等円滑化促進地区の中で2箇所を重点整備地区として設定しました。



3-4. 飯坂温泉地区の現状把握

重点生活関連施設および重点生活関連経路についてバリアフリー化の現状を把握するため、まち歩き点検を実施しました。

3-4-1. まち歩き点検

重点整備地区における、実際の移動時の支障等を確認し、基本構想の検討にあたる議論の参考とするためにまち歩き点検を実施しました。点検後には点検時に出た意見等の共有のため、意見交換会を行いました。

まち歩き点検のスケジュールやコース、意見交換会等の詳細については、資料編6（資料21頁～）に掲載しています。

[1] 参加団体

参加団体は以下のとおりです。

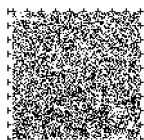
- ・福島市地域公共交通活性化協議会バリアフリー基本構想検討分科会 委員
- ・福島自閉症児・者親の会
- ・飯坂温泉観光協会
- ・外国の方 等 各コース 20人程度

[2] まち歩き点検の意見概要

まち歩き点検後「改善してほしいところや要望」「便利だと感じる場所」について共有する、意見交換会を実施しました。

意見交換会での改善点・要望点の意見概要を以下に示します。

改善点・要望	道路	・立ち寄り施設間に点字ブロックの連続性が確保されていない ・景観に配慮した道路舗装だが、歩道と車道の色分けがつきにくい
	公共交通	・花水坂駅はホームが線路側に傾いているので危ない ・花水坂駅のホームに点字ブロックを設置してほしい
	交通安全	・温泉街中心は曲がり角や小さな交差点が多いが、カーブミラーが少なく危険を感じる箇所がある ・路側帯の白線が消えていて危ない
	建築物	・花壇が設置されており、景観は良いが車いすで進入できない ・ホテルや旅館の多目的トイレを利用可能にできれば、街全体の移動が安心して行えるのではないかと
	観光	・インバウンド対応にエリア全体で FREE Wi-Fi を整備してほしい ・案内のピクトグラムを統一してほしい



3-4-2. 宿泊施設のおもてなし勉強会および意見交換会

誰でも訪れやすい温泉観光地にするためには、宿泊施設のバリアフリー化やおもてなしも求められることから、学識経験者等を交えて、宿泊施設の方を対象にバリアフリーにおいて心がけていることや実際に悩んだ経験等を伺う、おもてなし勉強会および意見交換会を実施しました。

意見交換会の内容等、詳細は資料編7（資料27頁～）に掲載しています。

●参加団体

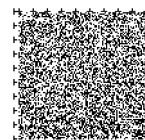
- ・ 旅館小松や
 - ・ 祭屋湯左衛門
 - ・ 吉川屋
 - ・ 飯坂ホテルジュラク
 - ・ 松島屋旅館
 - ・ 飯坂温泉観光協会
- （学識経験者等）
- ・ バリアフリー基本構想検討分科会長 長野博一准教授
「バリアフリーの視点から見た宿泊施設でのおもてなしについて」
 - ・ バリアフリーツアーセンター 佐藤由香利センター長
「障がい者目線から伝えたい 心のバリアフリーの“おもてなし”」

●意見概要

- ・ 介護者を付けた入浴希望に対し、異性介護で大浴場しかないためチェックインの時間前に来ていただくという対応を行ったことがある。貸切風呂を整備することができればいいが、場所等の制約で難しい。
- ・ 予約時、「車いすを利用したい」という要望について、館内の移動だけだと思っており、食事会場での対応が追いつかなかった経験がある。
- ・ できる限りのサービスをしたいと考えているが、どこまでお声掛けしていいのか、過剰なサービスも良くないと、悩んだ経験がある。
- ・ 予約時に障がいをお持ちであることを聞いていても、満館など様々な理由により、うまく対応しきれないという悩みがある。
- ・ 宿泊施設としても、“障がい理解”を深めていく必要があると感じる。
- ・ 食事風景を見て、使いやすいものを利用して下さいと複数種類のスプーンを用意してくれた施設があった。障がいをお持ちの方も宿泊施設等事前に伝えることでサポートしてもらえることが多いので、隠すのではなく、相談することも重要だと感じる。

◎意見交換会まとめ

今回の意見交換会にて、『情報発信』と『障がい理解』に関する課題を把握できたため、おもてなし研修等を通し、飯坂温泉地区のバリアフリー化を推進していく必要があります。



第4章 特定事業・その他の事業

4-1. 特定事業・その他の事業について

「特定事業」とは、重点整備地区の重点生活関連施設、重点生活関連経路に関するバリアフリー化の内容を具体化するものです。基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施するものには、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

特定事業には、バリアフリー法第2条で定める6つのハード整備に関する事業（公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業）と、ソフト対策に関する事業（教育啓発特定事業）の7つがあります。

また、特定事業以外でも、重点整備地区内において特定事業との連携を図り一体的なバリアフリー空間を創出するための事業や維持管理などを「その他の事業」として位置づけ、特定事業とあわせて事業を推進することとします。

（参考）基本構想に位置づけられる特定事業



公共交通特定事業 ノンステップバスの導入  ホームドアの設置等 	道路特定事業 視覚障害者誘導用ブロックの設置  車道との段差解消 	路外駐車場特定事業 車椅子使用者用駐車区画の整備等  都市公園特定事業 園路の段差解消 障害者対応型トイレの整備等 	建築物特定事業 建築物内のエレベーター設置等の段差解消  障害者対応型トイレの整備 	交通安全特定事業 音響式信号機 残り時間のわかる信号機  エスコートゾーンの設置 
---	--	--	---	---

+ R2バリアフリー法改正により、従来のハード整備に関する事業に加え、新たにソフト事業を創設

教育啓発特定事業

（想定される事業）

- ・小中学校におけるバリアフリーに関する教育（バリアフリー教室）
- ・公共交通事業者における接遇の向上に向けた研修の実施
- ・障害者用トイレ、鉄道・バスの優先席、鉄道駅等のエレベーターの適正利用に関する広報啓発の集中的な実施
- ・高齢者、障害者等が公共交通機関等を利用する際に直面する困難や必要とする支援について理解するための講演会等

【教育啓発特定事業のイメージ】

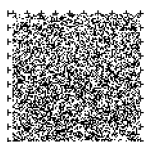


小学生による公共交通の利用疑似体験



タクシー事業者におけるユニバーサルマナー研修

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドラインの改定について [国土交通省]



4-1-1. 「特定事業」の内容

国が定める「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という）で特定事業に位置付けられる内容は以下の7種別があります。

①公共交通特定事業

- ・ 特定旅客施設^{※1}におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- ・ 特定車両^{※2}を床面の低いものとする、その他の特定車両に関する移動等円滑化に必要な事業

②道路特定事業

- ・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路案内標識等）の設置
- ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）

③路外駐車場特定事業

- ・ 特定路外駐車場^{※3}におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車場施設等）の整備

④都市公園特定事業

- ・ 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設^{※4}の整備

⑤建築物特定事業

- ・ 特別特定建築物^{※5}におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設^{※6}の整備
- ・ 全部または一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備

※1 特定旅客施設：旅客施設（駅など）のうち、利用者が相当数であること

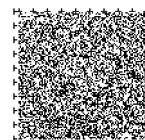
※2 特定車両：旅客の運送を行うために使用する車両（バスなど）のこと

※3 特定路外駐車場：駐車場法に規定する路外駐車場であって、自動車の用に供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの

※4 特定公園施設：移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設

※5 特別特定建築物：不特定多数の者又は主として高齢者、身体障がい者等が利用する施設のこと

※6 建築物特定施設：出入口、廊下、階段、エレベーターなど政令により定めるもの



⑥交通安全特定事業

- ・ バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置 等）
- ・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動 等）

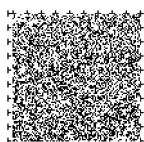
⑦教育啓発特定事業

- ・ 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業（学校の間を活用した市町村等などによるバリアフリー教室（障がい者当事者によるセミナーや車いすサポート体験、高齢者疑似体験等）の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催 等）
- ・ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（上に掲げる事業を除く。）（障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先席や車いす使用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等）

4-1-2. 「その他の事業」の内容

「その他の事業」は、ガイドラインにおいて具体的な種別等はありませんが、福島市バリアフリー基本構想では、主に以下の内容を「その他の事業」に位置付けるものとします。

- 特定旅客施設以外の旅客施設のバリアフリー設備（誘導用ブロック等）の整備
- 生活関連経路を構成する駅前広場、通路等の路面等の改善
- 案内表示板の改善
- 分かりやすいサインを統一的に整備していくためのガイドライン等の作成 等

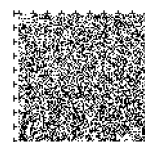


4-2. 飯坂温泉地区におけるバリアフリーの整備方針

飯坂温泉地区におけるバリアフリーの整備は、まち歩き点検、ヒアリング、勉強会の結果から、以下3点を基本方針として特定事業等を推進していきます。

- ★ 飯坂温泉駅を中心としたエリアは飯坂温泉観光の中心地として主要施設を連絡する経路および立ち寄り施設のバリアフリーを促進する。併せて、指定避難場所までの経路を整備する。
- ★ 花水坂駅を中心としたエリアは飯坂支所へのアクセスを主体に周辺観光施設とのネットワークも含めて経路及び施設のバリアフリーを促進する。
- ★ 「心のバリアフリー」は中心市街地と同様に取り組むほか、温泉観光地として来訪者への情報提供・おもてなしのバリアフリー化を推進する。

分類		種別	主な事業方針	
道路関係	経路	重点経路	点字ブロック	・点字ブロックの補修・改善・新規設置を検討し、整備を推進する ※管理者による点検を行い、有無・損傷等のほか交差点や主要施設への分岐点等での適切な配置を確認
			歩車道区分	・車いすの通行に必要な歩道空間と平坦性の確保を検討し、整備を推進する ・段差解消とともに歩車道区分を明確化し、視覚や認知に障がいがあっても歩道を認識しやすくする ※フラット・セミフラット歩道で構造や色彩で車道と区別をつけにくい箇所の改善
			路上施設	・歩道内の公共路上施設(電柱、ポラード等)の気づきやすさ、車いす等での通行阻害解消を推進する ※弱視者が認識し辛い色彩・形状(高さ)の改善、歩行動線や通行必要幅を考慮した配置
			凹凸等	・転倒等の危険や円滑な移動の障害となる路面の凹凸解消を推進する ※舗装の劣化損傷、工事復旧跡、街路樹の根上りによる路面の凹凸
	結節点	重点経路の主要交差点	音声案内	・横断歩道音声案内の補修・改善・新規設置を検討し、整備を推進する ※管理者による点検を行い、音声の種類・方向の統一、センサー等の配置・機能適正化
			横断歩道	・横断歩道について移動の障害となる路面標示等の解消を推進する ※舗装の劣化損傷、弱視者が認識し辛い色彩・形状の改善
			信号時間	・安全に横断可能な歩行者青時間確保を推進する ※横断に必要な青時間の点検を行い、十分でない場合は自動車交通処理を踏まえて見直し
施設関係(観光施設を含む)	施設内移動	出入・通路	・施設に面する歩道等からの出入および施設内の主要動線を点字ブロック等による誘導を推進する ※管理者による点検を行い、有無・損傷等のほか、施設を利用しやすい適切な配置を確認	
		階段	・主な経路に階段が含まれる場合は、手すりや滑り止め等の整備を推進する ※必要に応じて階段昇降機等の設置や介助の仕組みを検討	
		エレベーター	・車いす対応押し釦、音声案内等の設置を検討し、整備を推進する ※管理者による点検を行い、エレベーターの機種に対応した改善策を検討	
		案内誘導	・案内・サインは点字、多言語化、わかりやすい表示を検討し、整備を推進する ※音声案内は施設・設備ごとに設置を検討 ※管理者による点検を行い、主な利用者のニーズを踏まえて検討	
	施設設備	案内所等	・案内所等への分かりやすい誘導、多様な障がい等に対応した介助の仕組みを検討し、実施体制の構築を推進する ※施設内移動、教育・啓発と一体的に検討	
		待合等	・車いすの待機スペースや優先席の設置等、障がい者等が利用しやすい環境を検討・整備を推進する ※主な利用者、待合所の広さ等に応じて検討	
		トイレ	・バリアフリースペースの整備、改善を推進する ※視覚障がい、聴覚障がい者の利用も想定して使いやすさと安全性を総合的に検討	
公共交通	鉄道	駅構内	・転落防止柵の設置を検討し、整備を推進する ※飯坂線花水坂駅(他駅についても事業者による点検を行い、危険な箇所には設置を検討)	
		車両	・使いやすい優先席整備の推進 ※サイクルトレインとの優先スペースの明確化、安全な利用を検討	
	タクシー	車両	・UDタクシーの導入を推進する	




4-2-1.ハード面における特定事業・その他の事業

アンケート調査やまち歩き点検等での市民の意見を踏まえ、特定事業を選定しました。計画的なバリアフリー化を図るため、事業の実施時期（完成目標時期）について、短期・中期・長期の分類で設定しています。

なお、特定事業には現在すでに実施中の事業や、継続的な維持管理を含んでいます。

大規模な改修等を伴う事業は予算確保等の課題から、すぐには実施が困難な場合もありますが、将来的な実現を目指すため、検討の方向性等について記載しています。

【実施時期の凡例】

矢印  の年度において事業を実施していきます。

短期 : 令和 5 年度（2023 年度）～令和 9 年度（2027 年度）

中期 : 令和 10 年度（2028 年度）～令和 14 年度（2032 年度）

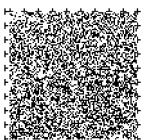
長期 : 令和 15 年度（2033 年度）～令和 19 年度（2037 年度）

継続 : 計画期間および計画期間以降も継続的に実施していきます

維持管理 : 必要時期に応じて点検を実施し適切な維持管理を行います

検討 : 実施可能時期について今後検討していきます

協議検討 : 他事業者との協議の上検討していきます



第4章 特定事業・その他の事業

■公共交通特定事業

施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期						
			短期			中期	長期		
			R5	R6	R7	R8	R9	(R10~R14)	(R15~R19)
車両のバリアフリー化 ・低床バスの導入を推進します	市内	各バス事業者							継続
車両のバリアフリー化 ・UDタクシーの導入を推進します		各タクシー事業者							継続

■道路特定事業

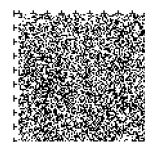
施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期						
			短期			中期	長期		
			R5	R6	R7	R8	R9	(R10~R14)	(R15~R19)
歩道の改善 ・視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。	中野・梶町線	県北建設事務所管理課							

■建築物特定事業

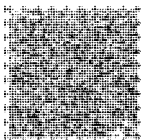
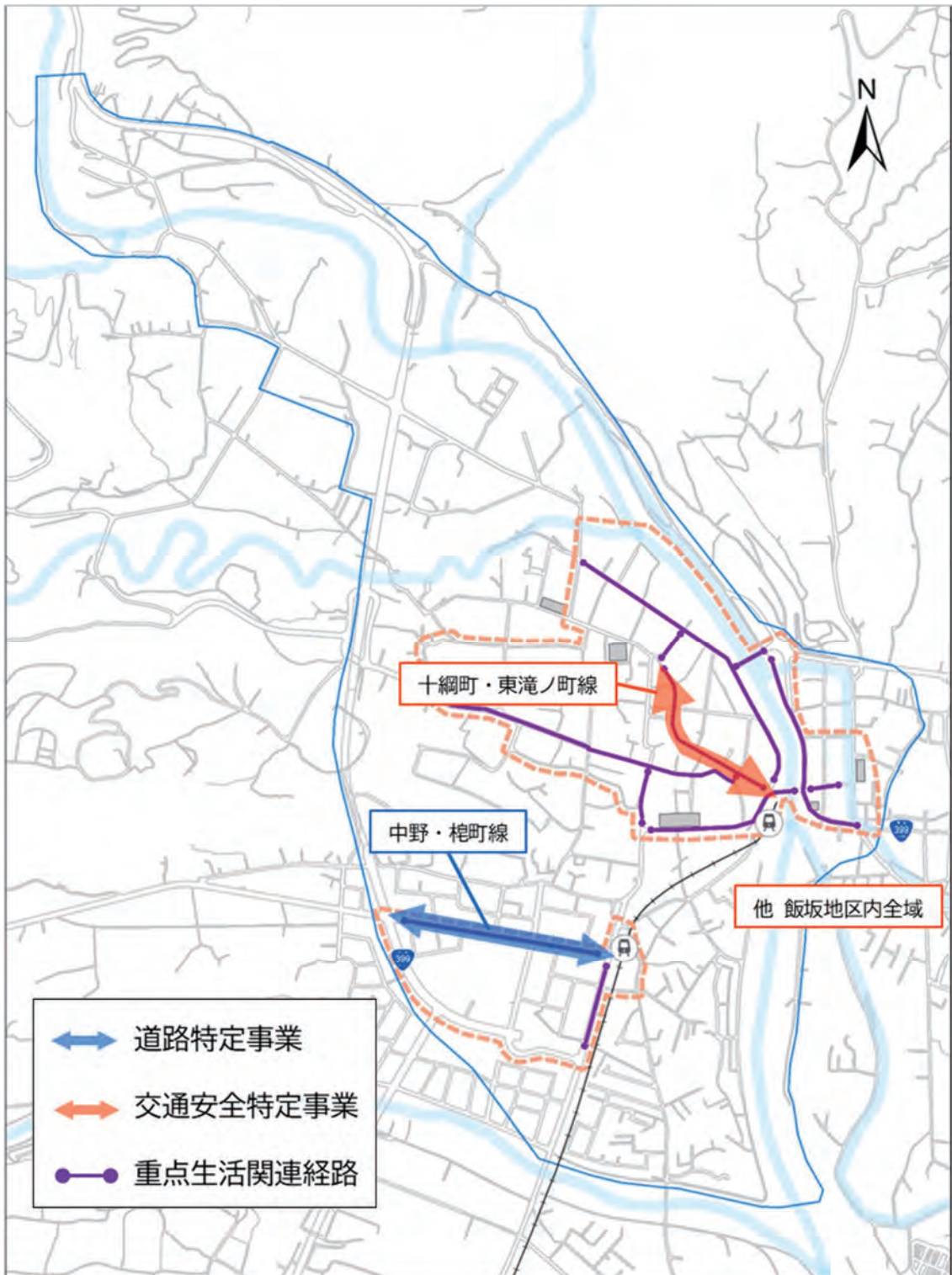
施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期						
			短期			中期	長期		
			R5	R6	R7	R8	R9	(R10~R14)	(R15~R19)
案内表示及び誘導方法の検討 ・門前のインターホンまでの誘導方法について検討します。	旧堀切邸	福島市観光交流推進室	検討						
トイレ改修事業 ・オストメイト対応のトイレを設置検討します。	飯坂支所 飯坂学習センター	福島市管財課 生涯学習課	検討						
視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・支所のトイレまでの誘導用ブロックを設置します。			検討						

■交通安全特定事業

施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期						
			短期			中期	長期		
			R5	R6	R7	R8	R9	(R10~R14)	(R15~R19)
交通安全施設整備 ・カーブミラーの設置について町内会等と協議を行い設置します。	十網町・東滝ノ町線	福島市飯坂支所							
道路環境の改善 ・月1回自転車指導取締り強化日を指定し、自転車等に対する広報・啓発活動を継続し実施します。	市内	福島北警察署							継続
道路環境の改善 ・交通課・地域課連携し、違法駐車行為の取締りを継続実施します。								継続	

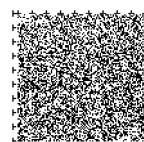


○道路特定事業・交通安全特定事業 位置図



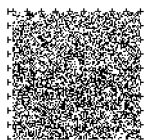
■その他の事業
(公共交通)

施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期							
			短期			中期	長期			
			R5	R6	R7	R8	R9	(R10~R14)	(R15~R19)	
案内表示の改善 ・多言語表記の案内板を設置します。	飯坂温泉駅	福島交通	→							
運賃表の改善 ・大型運賃表の改修をします。			→							
券売機の改善 ・券売機に案内用点字シートを設置します。			→							
視覚障がい者誘導用ブロックの設置 ・構内トイレまでの誘導用ブロックの設置を検討します。			検討	→						
構内トイレの改善 ・多目的トイレのスイッチの位置の変更について検討します。			検討	→						
駅ホームの環境整備 ・レンタサイクルの設置位置について検討します。			検討	→						
エレベーターの照明改善 ・照明の交換が可能かメーカーに確認し、検討します。			検討	→						
駅舎のバリアフリー化事業 ・内方線付点字ブロック、誘導ブロックを設置します。			花水坂駅		→					
案内表示設置等の検討 ・観光案内所及び観光地への案内については、飯坂温泉観光協会、福島交通等と協議しながら、お客様の目線に立った案内方法への改善を図ります。					→					



(道路)

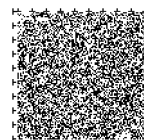
施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期					
			短期			中期	長期	
			R5	R6	R7	R8	R9	(R10~R14)
道路の維持補修 ・細目グレーチングへの交換を検討します。	福島・飯坂線		検討					
道路の維持管理 ・街路樹の枝剪定を実施します。								
道路の維持補修 ・局所的な舗装補修を実施します。	穴原十綱線	県北建設事務所管理課	→					
道路の維持補修 ・歩道と車道の段差を軽減します。	福島・飯坂線 (十綱橋)			→				
道路の維持補修 ・白線の引き直しを実施します。			→					
視覚障がい者誘導ブロック用の設置 ・飯坂温泉駅から旧堀切邸までの市道に、視覚障がい者誘導ブロックの設置を検討します。 ・街並みや景観の観点から、地元関係者と協議を行い計画を行います。	十綱町・東滝ノ町線	福島市飯坂支所	検討					
歩行者通行帯の設置 ・路面を着色して歩行者通行帯の明確化を検討します。 ・街並みや景観の観点から、地元関係者と協議を行い計画を行います。			検討					
道路の維持補修 ・破損している視覚障がい者用誘導ブロックの補修をします。	東滝ノ町・湯沢線		→					
道路の維持管理 ・視覚障がい者誘導用ブロックの継続的な維持管理に努めます。 ・街路樹の根上がり等による段差解消及び植栽の適切な維持管理に努めます。	市内	県北建設事務所管理課	維持管理 →					
道路の維持管理 ・視覚障がい者誘導用ブロックの継続的な維持管理に努めます。 ・街路樹の根上がり等による段差解消及び植栽の適切な維持管理に努めます。	飯坂支所管轄内	福島市飯坂支所	維持管理 →					



第4章 特定事業・その他の事業

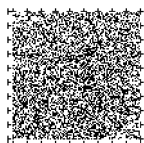
(建築物)

施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期							
			短期			中期	長期			
			R5	R6	R7	R8	R9	(R10~R14)	(R15~R19)	
案内表示の修繕 ・修繕箇所を調査のうえ検討します。	旧堀切邸	福島市観光交流推進室	検討	→						
案内表示の設置 ・わかりやすい施設内の案内表示を検討します。	飯坂支所 飯坂学習センター	福島市管財課 生涯学習課	検討	→						



(その他)

施策・取り組み名 内容	対象	事業者	目標時期						
			短期			中期	長期		
			R5	R6	R7	R8	R9	(R10~R14)	(R15~R19)
サインガイドラインの作成 ・分かりやすいサイン(ピクトグラム・ひらがな・外国語併記等)のガイドラインを作成します。	市内	福島市 交通政策課	→						
身障者用駐車場の案内の改善 ・分かりやすい案内板へ改善します。	福島片岡鶴太郎 美術庭園	松屋	→						
旅客案内の改善 ・障がい者割引案内シールを切符売り場に貼り対応します。	飯坂温泉駅	福島交通	→						
施設の案内表記の改善 ・分かりやすい案内板の改善を検討します。	鮎湖湯 北側トイレ	福島市 ごみ減量 推進課	検討	→					
施設の案内表記及び注意喚起表記の設置 ・必要性を再度確認し、検討します。	旧堀切邸		検討	→					
身障者用駐車場の案内の改善 ・必要性を再度確認し、検討します。			検討	→					
観光モデルコースの作成 ・飯坂温泉観光協会と情報共有し、今後、施設間や温泉旅館間での情報の連携、情報発信、周遊方法等について検討します。	飯坂温泉地区	福島市 観光交流 推進室 地域DMO 民間事業者 観光 関連団体	検討	→					
情報のバリアフリー化 ・観光施設の案内や情報については飯坂温泉観光協会と情報共有し、今後、施設間や温泉旅館間での情報の連携、情報発信、周遊方法等について検討します。			検討	→					
手話通訳付きのQRコード作成 ・飯坂温泉観光協会、福島市障がい福祉課とも情報共有し、その必要性も含め今後検討します。			検討	→					
観光客等へのトイレの貸し出し ・飯坂温泉観光協会、福島市観光コンベンション協会、各温泉旅館等と情報共有し、今後検討します。			検討	→					
温泉・宿泊施設のバリアフリーに関する情報発信 ・バリアフリー対応の施設、車いすの設置状況などや、おもてなしの取り組みなどを飯坂温泉観光協会、福島市観光コンベンション協会、各温泉旅館等と連携し、情報を発信することを今後検討します。			検討	→					
観光客向けの案内板の設置 ・必要性を再度確認し、検討します。			福島市 観光交流 推進室	検討	→				
公園等の整備 ・車いすが使いやすい園路の改築や段差解消、また、トイレなどの公園施設をユニバーサルデザインに対応させることで、利用者の安全・安心確保に努めながら、市民との共創による緑化を推進し、安全で快適な都市環境の形成を図ります。	市内	福島市 公園 緑地課	→						継続



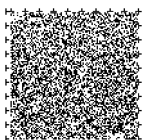
4-2-2. ソフト面における特定事業・その他の事業

■教育啓発特定事業

施策 内容	事業者	目標時期						
		短期					中期	長期
		R5	R6	R7	R8	R9	(R10~R14)	(R15~R19)
職員の教育・啓発 ・社員教育により障がい者等への理解を増進し、乗降の介助を行います。	福島交通 (飯坂線)							継続
職員の教育・啓発 ・多様な利用者への適切な対応について、駅社員等への教育や研修を実施します。								継続
施設利用者への啓発 ・駅や車両利用のマナー・ルール等に関する啓発を継続して実施します。								継続
人的対応・接遇 ・筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内表示を設置します。								継続
職員の教育・啓発 ・社員教育により障がい者等への理解を増進し、乗降の介助を行います。								継続
職員の教育・啓発 ・低床バスのスロープについて定期的なメンテナンスを実施します。また、運転手に対するスロープ利用研修を実施します。	福島交通 (バス)							継続
職員の教育・啓発 ・車内での車いすの対応について、お客様によっては固定しないで欲しいとの要望もあるため、その方に合った対応をできるように、引き続き全乗務員に教育を徹底します。								継続
職員の教育・啓発 ・ユニバーサルドライバー研修への参加の推進を検討します。		検討						
おもてなし力の向上 ・民間事業者や観光関連団体等の連携によるスキルアップ研修や心のバリアフリーを推進し、子どもから高齢者、障がいのある方、外国の方など本市に訪れるすべての観光客に寄り添ったおもてなし力の向上を図ります。また、おもてなしに関心がある市民・市民団体・NPOと連携を図り、市民のおもてなし力を高める機運を醸成します。		福島市 共生社会推進課 観光交流推進室						



施策 内容	事業者	目標時期						
		短期			中期	長期		
		R5	R6	R7	R8	R9	(R10~R14)	(R15~R19)
バリアフリー推進事業	福島市 共生社会推進課							継続
・小学校をはじめとした様々な団体に対し「心のバリアフリー」出前講座を実施し、「心のバリアフリー」の普及・促進を行います。								
心のバリアフリーキャッチフレーズを活用した広報								
・小・中学生から応募いただいたキャッチフレーズを使用し、のぼり旗の作成、チラシやホームページ等の広報媒体に掲載するなど、様々な場面で活用します。		→						
心のバリアフリー推進PR隊の取組み								
・パートナーの大学の学生等で「心のバリアフリー」推進のためのPR隊を結成し、「心のバリアフリー」を広めるための様々な活動を行います。	→							
バリアフリー推進パートナーの取組み								
・バリアフリー推進パートナーに登録いただき、福島市の様々な取り組みにご協力いただくほか、様々な取り組みの情報共有・情報提供を行います。	→							
ヘルプマーク・ヘルプカード等の周知・普及推進	福島市 障がい福祉課 福島市選挙管理 委員会事務局							継続
・ヘルプマークや市が独自に作成したヘルプカードの配布を行うとともに、啓発グッズを作成、配布等により周知・普及の推進を図ります。								
手話言語条例に基づく取組み	福島市 障がい福祉課							継続
・一般市民を対象とした手話出前講座の開催や、手話普及啓発パンフレットの作成及び配布等により、聴覚障がいや手話への理解促進を図ります。								
農福連携を通じた交流・理解	福島市 農業企画課 障がい福祉課							継続
・関係機関と協力し、農家と障がい者施設のマッチングを支援し、市内の農福連携を推進します。								



* 教育啓発特定事業の取組

心のバリアフリー推進キャッチフレーズを募集しました

令和4年度10月「心のバリアフリー」強化月間の取組として、心のバリアフリーを推進するキャッチフレーズの募集をし、117作品の応募をいただきました。

【受賞作品】

◇最優秀賞◇

「共生、学びは無限大」

◇優秀賞◇

「たがいにたがいの支え愛」

◇特別賞◇

「心のバリア パリーン」

◇審査委員賞◇

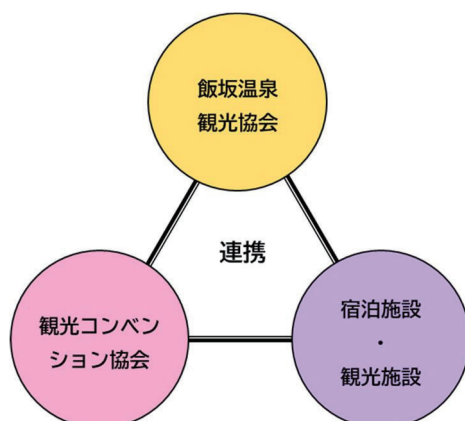
「垣根を越えて、未来へ」



* バリアフリーの情報発信に関する取組

観光地として推進していくバリアフリーの取組

温泉・宿泊施設として誰もが安心して旅行を楽しめるよう、飯坂温泉観光協会、福島市観光コンベンション協会、各施設などと連携し、情報発信を推進していきます。



宿泊施設のバリアフリー情報

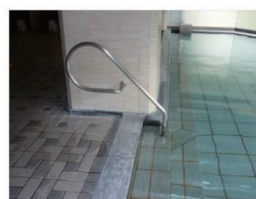
宿泊施設等ではハード面だけでなくお声掛け等といった、バリアフリーに対応したおもてなしが行われています。

利用者が自分の状態にあった施設を選べるよう、提供しているサービスの情報発信を推進していきます。

福島市観光 WEB メディア
『福島市観光ノート』



宿泊施設の対応事例

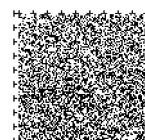


浴槽手すりあり



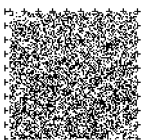
シャワーキャリア(浴室用車いす)

出典：福島市観光ノート



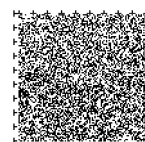
■その他のソフト事業

施策 内容	事業者	目標時期						
		短期					中期	長期
		R5	R6	R7	R8	R9	(R10~ R14)	(R15~ R19)
職員の接遇事業（福島片岡鶴太郎美術庭園） ・利用者の状況に応じた適切な対応（お声がけなど）を心がけます。	松屋							継続
SNSを活用したふるさと自慢の推進 ・SNSを活用してふるさとの良さや観光の魅力を効果的に発信することにより、本市の認知度向上やファンづくりを進めます。また、地域の旬な情報をリアルタイムで発信することにより、拡散性と話題性による来訪意欲の向上を図ります。	福島市 観光交流 推進室 地域DMO 民間事業者 観光関連団体			→				
多様性を尊重した環境整備の推進 ・観光案内板や観光パンフレット、メニューの多言語表記を進めるとともに、WEB情報の多言語化整備、無料Wi-Fiやキャッシュレスサービス等のデジタルサービスの充実を図ります。	福島市 観光交流 推進室			→				
多様性を尊重した環境整備の推進 ・施設のユニバーサルデザイン化とバリアフリーマップによる施設情報の提供など、年齢や障がい等の有無に関わらずすべての観光客が安心して旅行を楽しむことができるバリアフリー観光を推進する。	地域DMO 民間事業者 観光関連団体			→				
バリアフリーマップによる情報発信 ・高齢者や障がい者、外国人などの全ての人が、移動する際や施設利用における利便性や安全性を向上させるための取り組みであり、バリアフリー情報の適切な更新を行い情報発信を進めていきます。	福島市 交通政策課 共生社会 推進課							継続
市政だより等作成事業 ・市政だより（点字、音声）、ホームページやソーシャルメディアなどによる啓発・広報活動の推進を図ります。	福島市 広報広報課							継続
情報提供手段の充実 ・手話通訳者設置事業、要約筆記奉仕員支援事業、点字・音声市政だよりや「市政広報テレビ5分番組」の手話通訳の同時放映など、聴覚、言語、音声機能その他障がいの特性に合った情報提供手段の充実を図ります。	福島市 障がい福祉課 広報広報課							継続
合理的配慮の提供の周知啓発 ・ふくしま市政出前講座において、差別解消法について説明を行い、周知啓発を図ります。	福島市 障がい福祉課							継続
福祉教育の推進 ・特別支援学校（盲・聾・知的障がいなど）・特別支援学級と小・中学校との交流及び共同学習を促進し、相互理解を深めます。	福島市 教育研修課							継続
ふくしま・ふれあい・夢ぶらん事業 ・学校や地域での福祉体験活動を促進し、障がいや障がいのある方への理解を深めます。	福島市 学校教育課							継続



第4章 特定事業・その他の事業

施策 内容	事業者	目標時期						
		短期					中期	長期
		R5	R6	R7	R8	R9	(R10~R14)	(R15~R19)
音声コード付文書の作成 ・視覚障がい者のための音声コード付文書の作成に努めます。	福島市 障がい福祉課							継続
自発的活動支援事業 ・障がいのある方やその家族、地域住民による講演会などの開催により、社会的障壁を除去するための啓発活動に要する経費を補助します。								継続
福祉タクシー料金助成事業 ・重度心身障がい者の社会参加促進のため、タクシー料金の一部を助成します。								継続
社会参加促進事業 ・障がい者の社会参加を支援するために、手話や点字の講習会や自動車運転免許取得の助成、スポーツや芸術・文化に関する行事の開催を実施します。								継続
スポーツ施設の改善 ・市スポーツ施設のバリアフリー化など施設の整備・充実を図ります。		福島市 スポーツ振興課						
パラスポーツの普及啓発 ・スポーツ指導者の養成及びスポーツ団体の育成・支援を行い、障がいのある方がスポーツに親しむ機会を提供するとともに、パラスポーツを応援する機会を創出します。								継続
福祉作品展 ・障がい児・者や高齢者が制作した作品の展示を行い、市民の福祉に対する理解向上を図ります。	福島市 障がい福祉課 長寿福祉課							継続
生涯学習施設のバリアフリー化の促進 ・障がいのある方が学習センターなどをさらに利用しやすくなるよう、施設の整備に努めるとともに、バリアフリー化の促進を図ります。	福島市 生涯学習課							継続
学習センター等整備事業 ・学習センターなどについては、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を図ります。	福島市 生涯学習課							継続
公共施設の整備 ・公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った、整備を図ります。	福島市 施設を 所管する課							継続
多文化共生講座の開催 ・外国人住民と日本人住民がともに参加する防災講座や、民間事業者、市職員等を対象にした「やさしい日本語」等外国人対応研修を行います。	福島市 定住交流課							継続
多文化理解のためのイベント開催 ・異なる文化・習慣を持つ市民同士が、互いを理解・尊重する心を育むため、外国にルーツを持つ市民等と協力し、文化紹介や交流を行うイベント開催、市民向けの講座等への講師派遣を行います。								継続



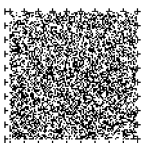


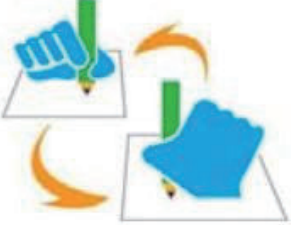
身体状態や援助の必要を示すマーク

正しい理解
できていますか？


<p>障害者のための 国際シンボルマーク</p> 	<p>身体障害者標識 (身体障害者マーク)</p> 	<p>聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)</p> 
<p>すべての障がい者の利用への 配慮について、 理解協力をお願いするもの</p>	<p>肢体不自由を理由に、免許に 条件を付されている方が運転 する車を示すもの</p>	<p>聴覚障がいを理由に、免許に 条件を付されている方が 運転する車を示すもの</p>
<p>盲人のための 国際シンボルマーク</p> 	<p>耳マーク</p> 	<p>ほじょ犬マーク</p> 
<p>信号機や書籍等、視覚障がい 者の利用への配慮について 理解協力をお願いするもの</p>	<p>聞こえが不自由なこと、 聴覚障がい者へ配慮した 対応ができること</p>	<p>身体障がい者補助犬法の 啓発のためのマーク</p>
<p>オストメイト</p> 	<p>ハート・プラスマーク</p> 	<p>ヘルプマーク</p> 
<p>排泄機能に障がいのある方、 その配慮されたトイレで あること示すもの</p>	<p>身体内部に障がいがある人や 内部障害への配慮を お願いするもの</p>	<p>外見から分からなくても 援助や配慮を必要としている 人が周囲に知らせるもの</p>

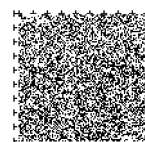
出典：内閣府



 身体状態や援助の必要を示すマーク	正しい理解 できていますか？
<p>手話マーク</p> 	<p>筆談マーク</p> 
<p>「手話で対応をお願いします」や 「手話で対応します」等を 意味するもの</p>	<p>「筆談で対応をお願いします」や 「筆談で対応します」などを 意味するもの</p>

出典：内閣府

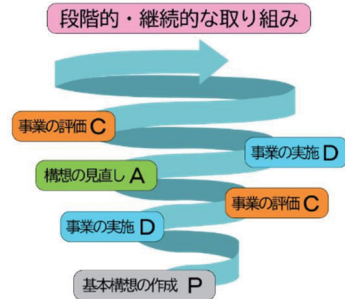
<p>介護マーク</p> 	<p>マタニティマーク</p> 
<p>介護をする方が、 介護中であることを 周囲に理解してもらうためのもの (静岡県)</p>	<p>妊産婦が身に着けることで、 周囲が配慮をしやすいもの 妊産婦に優しい環境づくりを推進するもの (厚生労働省)</p>
<p>あいサポートバッジ</p> 	
<p>「あいサポート運動」 障がい特性を理解し、必要な配慮をする 意欲等を周囲にお知らせするバッジ (社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会)</p>	



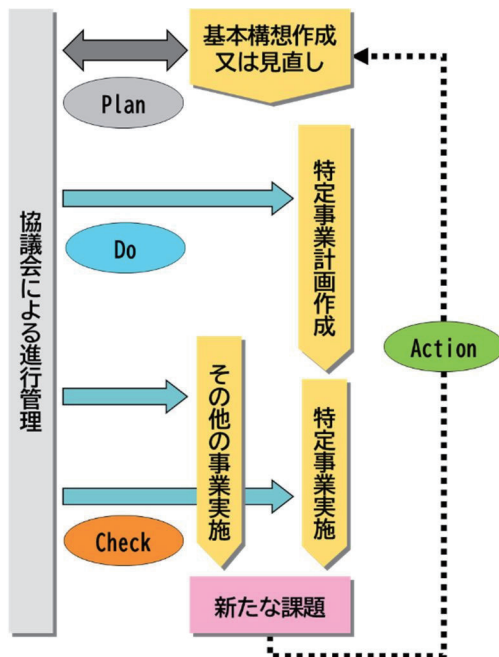
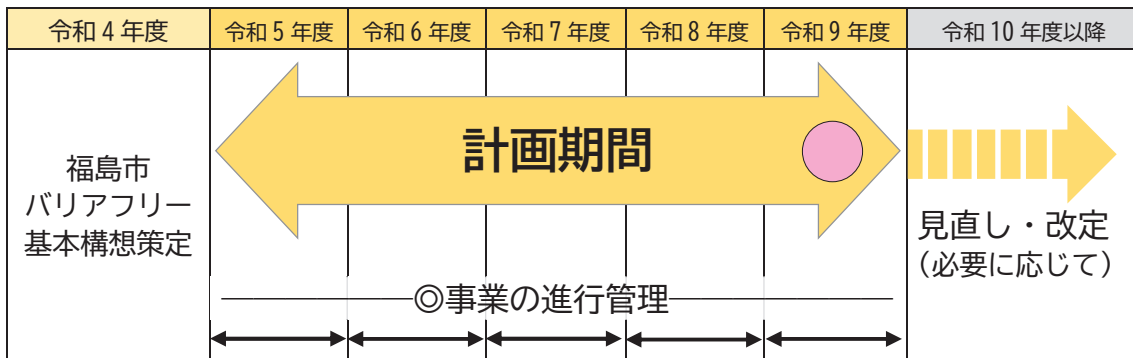
第5章 基本構想の推進に向けて

5-1. 基本構想の推進に向けた取組

バリアフリー基本構想の策定後も事業の実施状況を把握し、事業実施内容と効果の評価をする仕組みの構築や、必要に応じて内容の見直し検討を行うといった、PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルによって、概ね5年を目途に段階的かつ継続的な取組（スパイラルアップ）を図っていきます。

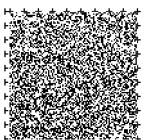


また、5年の計画期間中であっても、新たなバリアフリーの課題等については必要に応じ内容の見直しや改定を行い、取組をさらに促進していきます。



◎福島市バリアフリー基本構想作成時に設置した協議会の体制を活用し、継続的な進行管理を図っていきます。

特定事業の実施により利便性の向上を評価するとともに、新たなバリアフリーの課題について確認を行います。評価結果を踏まえて、次期計画の見直し方針を検討します。



5-2. 基本構想推進体制の継続

基本構想の実現にむけて、バリアフリー推進パートナー・市民・各種団体・事業者・国・県などと連携し、バリアフリー化に向けたさまざまな取組を推進します。

① 市民や各種団体、事業者などとの連携

様々な課題を整理し、バリアフリー化の方針を示した基本構想の実現に向けて、行政のみならず、市民、高齢者・障がい者各種団体、事業者などとの連携や協力体制を構築します。

② 国や県などとの連携

基本構想に関連する法律の改正や、上位・関連計画との整合を図るため、国や県との連携を推進し、役割分担のもと効果的かつ効率的な取組を実施します。

③ 組織横断的な連携

基本構想の実施に当たっては、担当部局が個別に対応するのではなく、まちづくり、福祉、建築、観光、文化・スポーツの部局の連携を強化しながら一体的なバリアフリー化を組織横断的に展開していきます。

